

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第十九号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

令和六年七月三十日

埼玉県川越建築安全センター所長 国分政勝

一 許可番号

令和六年五月十三日

指令川建セ第〇五〇一七一号

二 検査済証番号

令和六年七月二十四日

川建セ第〇六〇〇九号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県比企郡鳩山町大字大橋字御所谷二百三十九番一

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県比企郡鳩山町大字大橋二百三十番地十三

岡田 侑、岡田 汐里